

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>

Rikkyo Institute for Business Law Studies

2007年1月20日(土)に、立教大学2006年新学部新学科開設記念連続公開シンポジウムの一環として、『グローバル化と法—日本企業の海外ビジネス展開と法的リスク—』と題された公開講演会が立教大学法学部の主催で行なわれました。同講演会の一つの目的は、2007年度から立教大学法学部の「国際・比較法学科」が「国際ビジネス法学科」に改称することを一般に広報することでしたが、それと同時に、文部科学省の2006年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」として採択された立教大学法学部の新たな教育取組「国際ビジネスにおける知財活用人材の養成～法学部の知的財産教育における『コンパイル式授業』と『知財教育教材』の開発と実践～」の内容について、一般の認識を深めていただくことにもありました。

立教大学ビジネスロー研究所は、文部科学省への申請の段階から、この教育取組への全面的な協力を約束しております。また、同講演会は、法務研究科院生に向けては「日本企業の海外ビジネス展開と法的リスク～涉外法律事務所の機能と実態～」という題目の第14回法務研究科特別セミナー(立教大学法務研究科と立教大学ビジネスロー研究所の共同で運営)としても位置づけられておりました。その関係で、ここに同講演会の模様を収録させていただきます。

グローバル化と法 —日本企業の海外ビジネス展開と法的リスク—

第14回 法務研究科特別セミナー

「日本企業の海外ビジネス展開と法的リスク～涉外法律事務所の機能と実態～」

■パネリスト

八代 英輝(弁護士)
二宮 正人(弁護士・サンパウロ大学教授)
瓜生 健太郎(弁護士)
司会/早川 吉尚(立教大学法学部教授)

■日時

2007年1月20日(土) 14:00～16:00

■会場

11号館AB01教室



■パネリストプロフィール

八代 英輝氏

慶応大学卒。裁判官の経験を経た後、ニューヨーク州の弁護士資格も取得し、米国の法律事務所に勤務。現在は独立して八代国際法律事務所を開設し、米国における日本企業のビジネス展開を法的に支援している。なお、近年においては4本のTV番組にレギュラーを持つなど、国際的な法律問題に関するコメンテーターとしても活躍している。

二宮 正人氏

サンパウロ大学卒業後、東京大学大学院法学政治学研究所博士課程修了(東京大学法学博士)。サンパウロ大学法学部博士教授として教鞭をとるかたわら、東京大学法学部客員教授、慶應義塾大学法学部客員教授を歴任。また、弁護士として、サンパウロの二宮正人法律事務所を拠点に、南米における日本企業のビジネス展開を法的に支援している。

瓜生 健太郎氏

早稲田大学卒。日本政府から派遣されて、ベトナム政府の法律顧問として活動した経験も有する。現在は、弁護士法人キャスト系賀の代表弁護士として、国内外M&A、グループ企業の組織再編、事業再生等の他、中国やその他のアジア諸国における日本企業のビジネス展開を法的に支援している。

はじめに

立教大学法学部の神橋一彦法学科長の挨拶の後、「日本企業の海外ビジネス展開と法的リスク」さらには「グローバル化と法」という共通テーマの下、パネルディスカッションが始まった。パネリストは、北米、南米、中国及びそれ以外のアジアという三つの地域において日本企業の海外ビジネス展開を法的にバックアップすることを日常的な業務とする3名の弁護士である。

冒頭に、パネリストの3名が簡単な自己紹介と印象に残った最近の具体的な経験を語り、その後、国家としての制度枠組や法律、文化につき、日本と上記の三つの地域が比較され、経済のグローバル化の一方で存在する法制度・法文化の違いが、日本企業が現実に陥った法的紛争の具体例とともに、明らかにされていった。

八代英輝～アメリカのエンターテインメントビジネス～

八代英輝氏は、当初は裁判官として任官したが、現在は弁護士として（ニューヨーク州の弁護士資格も有している）、知的財産権、特にライセンスビジネスを中心に日本と北米との間の橋渡しとして活躍している。

八代氏が、裁判官から弁護士に転身した第1の理由は、これまでの形態で日本企業がビジネスを行っていても、日本に勝ち目はないという思いを抱いたからであった。これまでの日本のビジネスは、安く品質の良いものを作って海外に売るという形態で行なわれていた。しかし、今後はアジア各国の安い人件費やコストに押され、同じ方法では成功しない。そこで八代氏は、日本の別の優れた技術、すなわち、映像文化やアニメーション、テレビ、映画といった技術を海外で展開するといったビジネス形態が強化されるべきであると考え、裁判官を辞め、その分野へ飛び込んだのであった。

第2の理由は、日本の優れた技術を、特にエンターテインメント大国と呼ばれるアメリカで展開していく上で、アメリカのシステム、特に法律を理解する必要があるためである。アメリカは契約社会であり、かつ各州によって法律が異なる。そうした難解なアメリカの法システムを日本で学ぶには限界があり、アメリカの法律事務所で実務を直接体験することによって、両国の橋渡しができるようになればと考えたのであった。



現在、八代氏は、「料理の鉄人」などの日本の有名テレビ番組のアイデアを海外でテレビ化する、また逆に、アメリカの魅力的なテレビドラマや映画の日本での宣伝やマーケティングをするといった仕事に従事している。

二宮正人～日本とブラジル～

二宮正人氏は、日本生まれではあるが、5歳の時に両親とブラジルに移住している。サンパウロ大学を卒業後、日本の東京大学大学院法学政治学研究科博士課程を修了、現在はサンパウロ大学法学部博士教授として教鞭をとる傍ら、東京大学法学部客員教授、慶応大学法学部客員教授などを務めている。また、弁護士としてサンパウロの法律事務所を拠点に、南米における日本企業のビジネス展開を法的に支援している。

ブラジルには戦前戦後を通し、150万人ほどの日系ブラジル人が移住し、日本国外最大の日系人集団を形成している。また、現在、ブラジルでは多くの多国籍企業がビジネス展開をしており、日本企業も数多く進出している。その中で、ブラジルと日本の法律をともに理解し、加えて日本語が堪能な弁護士であるということが、二宮氏の強みである。

その一方で、ブラジルから約30万人の就労者が日本に在住しているという現状の下、ブラジル人が日本で法的なトラブルに巻き込まれることも多いが、二宮氏は、その手助けもしている。



瓜生健太郎～中国ビジネス～

瓜生健太郎氏は、日本政府から派遣されベトナム政府の法律顧問として活躍した経験等をいかし、中国やその他のアジア諸国における日本企業のビジネス展開を支援する法律事務所の中ではわが国最大の法律事務所の代表弁護士を務めている。現在の中心的な業務は、国内あるいは国際間でのM&A、グループ企業の組織再編、事業再生である。

最近中国では、M&Aが非常に増えてきている。かつて中国は、安い労働力をもとに世界の工場としての注目度が高かった。しかし、現在は、市場としての注目度が上がっている。

そのために、中国に販売ネットワークを設けて顧客を確保している会社を買収するというニーズが日本企業に高まっており、その結果としてM&Aが増加している。

中国も以前は資金的に強くはなく、M&Aを認めると外資系企業の進出を食い止められないと考えていたため、海外からのM&Aには非常に防衛的であった。しかし、近年は大きく状況が変化しており、そうしたニーズの実現が可能になっている。



国家としての制度枠組の違い

国家としての制度枠組が日本と異なることから生まれる問題は非常に大きい。その具体例として、瓜生氏は、クライアントの日本企業が、ある中国の株式会社に増資をすることでM&Aを行おうとしたケースを引き合いに出した。

中国は資本主義の国ではないので、株式会社という形態は例外として位置づけられ、規制も多い。その規制の一つとして、株式会社は一年に一回しか増資ができないというものがあった。ところが、当該中国企業が、その直前に増資をしていたという事実が発覚した。そのため、当該日本企業による増資は不可能であるはずだが、当該中国企業の社長がその地域の市長に掛け合うと、登記簿上、直前に行われた増資の記録が削除され、無かったことにされてしまった。そしてその結果、当該中国企業は増資が可能になったのである。

この例は、国によっては法律に書いてあることと実務で起こっていることの乖離が非常に大きいということを意味している。しかし、その原因として瓜生氏は、「制度や国の成り立ちということが深く影響している。特に、中国においては社会主義と発展途上国であるという2点が要因である」と強調した。

一方、社会主義をとる中国とは異なり、日本と同じ資本主義をとるアメリカについても、八代氏は、「日本は制定法主義であるが、アメリカは裁判所を中心とした判例法主義を採用している点が大きく異なる。また、アメリカでは陪審制が刑事、民事で導入されているので、一般の人も理解できるようなプレゼンテーション重視の裁判が行われているという違いがある」と発言した上で、日米の制度の差異、そこから導かれる現象の差異について説明した。

他方、ブラジルについて二宮氏は、「ブラジルの文化や法律は、ドイツ、フランスの影響を受けている。しかし、実際に法律や制度を人が使っていくうちに異なったものに変化していくという部分は中国と似たところがある」と言及した。その上で特に、訴訟社会化している現状について紹介した上で、

「その観点から言えば、ブラジルはむしろアメリカ型社会になってきている」と述べ、外資系企業との間で最も紛争の多い労働関係訴訟の具体例を紹介した。

法律や文化の違い

ブラジルで外資系企業が巻き込まれる労働関係訴訟につき、その原因について二宮氏は以下のように説明した。「日本では考えられないような労働者優遇措置がブラジルには多数存在している。にもかかわらず、その法律を理解しないでブラジル人を雇用する外国企業が多い。具体的には、例えば、有給休暇の問題である。ブラジルでは1年勤めれば30日の有給が得られるという法が存在しており、日本の状況とは全く異なっている。この違いを理解した上でブラジル人を雇わなければ、必ず労働問題に発展する」。

他方、アメリカの雇用関係について、八代氏は、「at-will」という基本思想に基づいていると説明した。すなわち、「at-will」とは、結局、いつ解雇しても自由ということである。また、そこに付け加えるべきことは全て契約書に書かれるので、アメリカの場合、契約書が非常に大切となっている」と説明した。また、八代氏は「契約書に書かれていなくても、連邦法、州法で必ず保護している利益として、差別の問題がある。具体的には、セクハラや年齢差別に対して、アメリカでは非常にシビアな反応を示す。例えば、日本の求人広告に書いてある何歳から何歳までという年齢制限は、アメリカでは完全な憲法違反になる」と日本と明らかに違う点について指摘した。

他方、瓜生氏は、中国の労働問題の特徴について、以下の二点につき説明した。すなわち、「労働契約につき、日本では基本的に期間を定めない無期雇用が原則であるが、中国では始めに労働期間を定める有期雇用が原則である。その制度を日本企業側が知らず、後にトラブルになるケースが多くある」。また、「中国における『労働組合』の性質を正しく理解する必要もある。中国の『労働組合』は、会社の内部で自主的に組織されるものではなく、地域の労働環境全体を考慮して動いている公的な団体である。つまり、労働紛争が起こった場合でも、中国の『労働組合』は必ずしも一方当事者ではない。そのことを理解し、『労働組合』との関係を良くすることが、解決の糸口になるのである」。



おわりに

最後に、二宮氏と瓜生氏から、「海外進出の際の日本企業の大きな問題は、現地で優秀な人材を採用しても、その者を本社の意思決定の過程に組み入れようとしないところである」といった指摘が共通してなされた。

すなわち、二宮氏は、「ブラジルの日系人は教育レベルも高く、優秀な人材がそろっている。しかし、日本企業がその能力を認め、昇進や幹部への道を用意することは非常に稀である。そのため、日本企業の人間関係の窮屈さから逃れるために、優秀であればあるほど、また他の言語を習得していればいるほど、欧米企業に流れてしまうというケースが非常に多い」と指摘した。

また、瓜生氏は、「中国人は、少しでも条件が良ければすぐ

に転職する。優秀な中国人を確保するためには、ある程度思い切った条件を出さなくてはいけないのだが、日本企業ではその点が機能していない。

一方、欧米企業は本社経営幹部にも中国人を起用しているところが多数あり、成果を上げれば地位も開けるといった具体例を示し、努力させるというマネジメントのうまさがある。ここが海外進出している日本企業が努力すべき点であろう」と纏めた。

最後に、二宮氏から、日系ブラジル人を取り巻く現在の日本の環境についての厳しいコメントも寄せられた。日本と他国の法制度や法文化の比較は、実は、我々自身が気づいていなかった自分達の国民性や文化の特徴を顕わにしてしまうという面がある。その意味でも、非常に得るものが多いパネルディスカッションであった。

所員新刊紹介



小島武司・高桑昭編
(早川吉尚 他執筆)
「注釈と論点 仲裁法」
(2007年2月 青林書院)

立教大学ビジネスロー研究所 所員 (ABC順)

所長	角 紀代恵 (法学部教授、民法)	小林	憲太郎 (法学部助教授、刑法)
所員	浅妻 章如 (法学部助教授、租税法)	松井	秀征 (法務研究科・法学部助教授、商法)
	淡路 剛久 (法務研究科教授、民法)	野澤	正充 (法務研究科教授、民法)
	舟田 正之 (法学部教授、経済法)	奥野	寿 (法学部助教授、労働法)
	濱野 亮 (法学部教授、法社会学)	坂本	雅士 (経済学部助教授、税務会計)
	橋本 博之 (法務研究科教授、行政法)	高橋	美加 (法学部助教授、商法)
	早川 吉尚 (法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭	将之 (法学部専任講師、英米法)
	石川 淳 (社会学部助教授、労務管理)	東條	吉純 (法学部助教授、国際経済法)
	伊沢 和平 (法学部教授、商法)	上野	達弘 (法学部助教授、知的財産法)

編集後記

1月20日は、国際的なビジネス法務の第一線でご活躍中の先生方から臨場感あふれるお話をいただき大変有意義なひとときとなりました。パネリストの先生方および会場においていただいた皆様には心より御礼申し上げます。(U)